

(3) 指導者資格について

～2019年

【スポーツ少年団登録の条件】

・「スポーツ少年団認定員」「スポーツ少年団認定育成員」の資格を有している者を「有資格指導者」とする

簡単に言うと・・・

認定員を持っている者が2名以上いなくては登録ができない

【資格について】

認定員

受講料 3,240 円（参加料：2,160 円、テキスト代：1,080 円）

資格取得後・・・毎年登録をする限り資格有効



2020年～

【スポーツ少年団登録の条件】

・公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（JSP0 公認資格）を保有している者
・前年度の「スタートコーチ」養成講習会修了者〔認定保留者〕

簡単に言うと・・・

スタートコーチ、認定保留者が2名以上いなくては登録ができない

【資格について】

スタートコーチ

受講料 7,200 円（参加料：5,000 円、テキスト代：2,200 円）

資格取得後・・・初期手数料 3,000 円

基本登録料 10,000 円

現在「認定員」を持っている方は・・・

・「スポーツ少年団認定員」の資格保有者は、併せて JSP0 公認スポーツ指導者資格の一つである「JSP0 公認スポーツリーダー」の資格を保有している。

令和2年度から、スポーツ少年団に指導者として登録するためには、「JSP0 公認スポーツ指導者資格」を保有していることが必須となるが、「JSP0 公認スポーツリーダー」のみを保有している方は、指導者としての登録が認められない。

ただし、「JSP0 公認スポーツリーダー」のみを保有している方であっても、「JSP0 公認コーチングアシスタント」への資格移行（免除・登録申請）することで、スポーツ少年団に指導者として登録することが可能。また、令和5年度までの間は、移行措置として「JSP0 公認コーチングアシスタント」へ資格移行が完了していない「JSP0 公認スポーツリーダー」のみを保有している方であっても、スポーツ少年団に指導者として登録することが可能。

※令和6年度以降も、継続して指導者としてスポーツ少年団に登録し、活動される場合には、令和5年度までに「JSP0 公認コーチングアシスタント」に資格移行することが必要。

※資格移行は、移行講習会等を受講する必要はなく、所定の手続き（免除申請）を行うことで完了。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	<移行期間>					
スポーツリーダー	→					}
コーチングアシスタント	→					

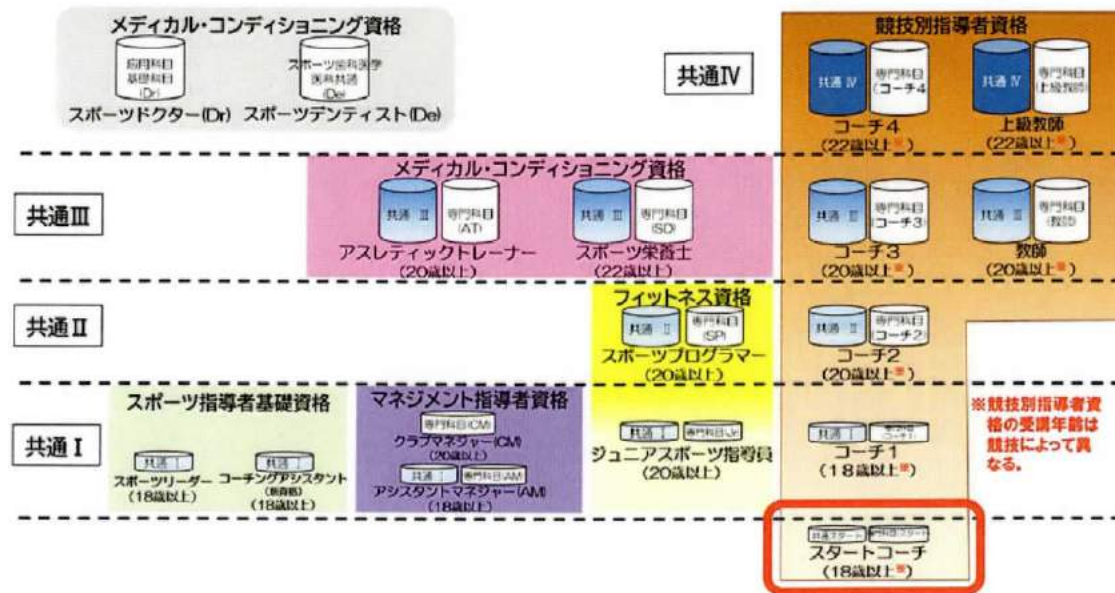
スタートコーチとコーチングアシスタントの違い

スタートコーチ・・・現在指導者資格を保有していない方は受講をし、指導者資格を得ることが出来る。
県内市町村で講習会を開催している。令和4年度行方市でも開催を検討している。

コーチングアシスタント・・・「公認スポーツリーダー」を保有している方は、移行申請のみで資格を移行することが可能。

※「スタートコーチ」、「コーチングアシスタント」どちらの資格もスポーツ少年団登録で指導者として登録をすることが出来る。

●JSPPO公認スポーツ指導者制度カリキュラム関連図



【重要】

「認定員」を保有していた方は、「JSP0 公認スポーツリーダー」を保有している状況
指導者として登録を続ける場合は、令和5年11月までに移行申請と登録手続きが必要

移行申請	登録手続き	資格有効期間
～令和3年11月	～令和4年3月	令和4年4月1日～令和8年3月31日
～令和4年5月	～令和4年9月	令和4年10月1日～令和8年9月30日
～令和4年11月	～令和5年3月	令和5年4月1日～令和9年3月31日
～令和5年5月	～令和5年9月	令和4年10月1日～令和9年9月30日
～令和5年11月	～令和6年3月	令和6年4月1日～令和10年3月31日

移行申請と登録手続きの方法・・・別紙のとおり